

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」という。）は、広島県立総合技術研究所畜産技術センター（以下「センター」という。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」という。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源をセンターから譲り受ける利用者（以下「利用者」という。）は、本約款に従って、本和牛遺伝資源を利用してください。

第1条（適用）

本約款は、利用者とセンターとの間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用します。

第2条（禁止事項）

利用者は、本和牛遺伝資源を使用するに当たり、又は第三者へ譲り渡すに当たり、次の行為をしてはいけません。

- 1 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
- 2 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
- 3 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為
- 4 日本国外での利用禁止を示すために、精液等を収めた容器に付した「(R)」の表示（国外への持ち出しの制限を表す略称）を除去又は抹消する行為

第3条（第三者への譲渡）

利用者は、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければいけません。

第4条（約款の変更）

センターは、必要と判断した場合には、利用者に通知することなく本約款を変更することが出来るものとします。

第5条（施行日）

本約款は、令和8年4月10日から施行します。